

投薬について

園内での投薬は、本来は医療行為となるため、集団保育の場での保育士による服用は、誤飲の危険があるためお受けしませんが、医師の診断により、園での保育中の服用を診断された場合のみお受けいたします。但し、最低限の投薬で済むようにご協力をお願いします。なお、投薬を必要な場合は、前もって保育士と話し合い又は、連絡帳等で連絡をしてから下記の「投薬依頼書」と「薬の説明書」の提出をしていただきます。

注

- * 「薬」と「薬の説明書」のコピーと「投薬依頼書」を一緒にジップロックのような袋に入れて期限終了まで持たせて下さい。「薬の説明書」「投薬依頼書」は期限終了後は、園で保管させていただきます。
- * 薬は、必ず1回分ずつに小分けし、袋や容器にも必ず月日と名前を書いてください。(水薬は、小さめの容器に1回分を持たせてください)錠剤・粉薬・液状薬全て同様です。
- * 塗り薬・点眼も同様に下記依頼書を提出してください。
- * 市販の薬は飲ませることは出来ません。(眼薬・塗り薬も同様)
- * 投薬依頼書用紙をお出ししますが、以降はコピーするか、幼稚園ホームページよりダウンロードできます。

きりとりせん

投薬依頼書

認定こども園わかば幼稚園園長殿

医師の診断を受けたところ、次のような指示がありましたので、投薬をおねがいします。

年 月 日 保護者 印

クラス		園児名	
病院名		担当医	
何のための薬ですか？	風邪薬（咳 鼻水 腹痛 胃腸炎） 喘息 アレルギー改善 ① その他座薬等（ ）		
薬の種類			
服用の時間	食前	食後	その他（ 時頃 ）
②飲ませ方			
園に依頼する期間	月 日（ ） ～ 月 日（ ） (服用期間が延びる場合は、再提出をしてください。)		

① けいれん・ひきつけ防止のための座薬については、保育士との細部にわたっての相談をさせていただきます。

② 飲ませ方は、水に溶く等ご記入ください。